

場へ搬入した災害ゴミを含め、生活の場周辺で発生したガレキなどについては平成24（2012）年度末までに集積が完了しています。

平成25（2013）年度については、被災した家屋などの解体撤去に伴い発生するガレキなどの集積を進めています。

災害ガレキなどの処理については、県と（社）福島県産業廃棄物協会との災害協定に基づき、市は同協会いわき支部で構成する事業体へ委託するなどして進めています。（写真4-5）

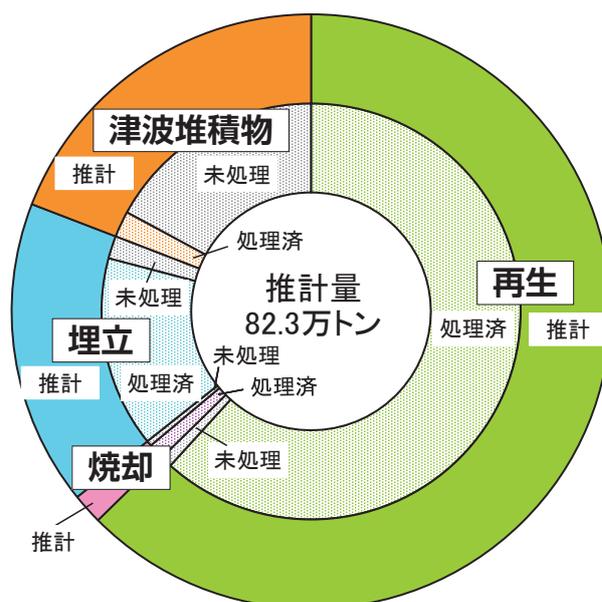
平成26（2014）年1月末現在、災害廃棄物発生量約66万tのうち、処理が完了した量は約64万tで、処理の進捗率は約96%となっています。処理を進めるにあたっては、最終処分量をできるだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進めており、発生量全体の約8割をリサイクルする見込みとなっています。（図4-2）

なお、災害ガレキ等の処理の進捗に伴い、設置された19か所の仮置場のうち7か所はすでに集積されたガレキなどの処理が完了しており、残りの仮置場については平成26年度3月末までにおおむね処理が完了する見込みとなっています。

また、一部の仮置場については、平成26年度も災害ガレキなどをリサイクル処理した後の再生資材の置き場などとして使用する予定となっています。



■写真4-5 ガレキの山を分別処理（新舞子ハイツグラウンド）
〔平成24（2012）年8月 いわき市撮影〕



■図4-2 災害廃棄物などの処理状況（平成26年1月末現在）

5 震災前にも増して元気ないわき市を（市復興事業計画）

(1) 復興特区制度を活かした「市復興事業計画」

① 国は早急復興をめざし、「東日本大震災復興特別区域法」を施行

市が復興事業計画を円滑に実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となります。

国においては、「東日本大震災復興基本法」（平成23〔2011〕年6月公布・施行）に基づき、同年12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行しました。次いで、平成24（2012）年2月には「復興庁設置法」を施行して、同年2月10日には復興庁、その地方機関として、福島復興局（本局＝福島市）いわき支所をいわき地方合同庁舎に開設して、事業迅速化を図りました。

復興事業施策としては海岸、河川、下水道、交通網、農地・農業用施設、漁港・漁場等、学校施設等、災害廃棄物の処理などが対象となり、おおむね5年間で完了をめざす予定となっています。

市は、国の特別区域（特区）制度を最大限に活用して、「市復興事業計画」（平成23～27年度までの5年間）を着実に遂行することとしています。

② 復興特別区域（復興特区）制度の概要

被災地の復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」第47条の規定に基づく、「復興特区」制度があります。この制度は次の3区分で構成されています。

- [1] 個別の規制、手続きの特例や税制・金融上の特例を受けるための「復興推進計画」
 - [2] 土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例を受けるための「復興整備計画」
 - [3] 財政上の特例である復興交付金の交付を受けるための「復興交付金事業計画」
- 各計画については、国の認定を受けることなどにより特例が適用されます。（表5-1）

■表5-1 復興特別区域（復興特区）制度の概要

構成区分	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
計画の内容	個別の規則、手続きの特例や税制上の特例措置を受けるための計画	土地利用再編に係る特例許可・手続きの特例措置を受けるための計画	復興地域づくりを支援する、交付金（復興交付金）事業に関する計画
特例の内容	○住宅、産業、まちづくりなど各分野にわたる規制、手続きの特例 ○雇用の創出などを支援する税制上の特例 など	○事業に必要な許可の特例 ○手続きのワンストップ処理 ○新しいタイプの事業制度の活用	○40のハード補助事業の一括化 ○使途の緩やかな資金の確保 ○地方負担金の手当て ○執行の弾力化、手続きの簡素化
いわき市における具体的な事業	○「ふくしま産業復興投資促進特区」による税制上の特例⇒P 32 ○「サンシャイン観光推進特区」による税制上の特例⇒P 32 など	○「震災復興土地区画整理事業」（久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など）⇒P 11～17	○「震災復興土地区画整理事業」（久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など）⇒P 11～17
策定主体	県、市町村（単独または共同）	市町村（単独または県と共同）	市町村（単独または県と共同）
手続き	内閣総理大臣の認定	（必要に応じて）公聴会などを経て、復興整備協議会における協議・同意⇒計画を発表	内閣総理大臣に提出

ア 復興推進計画

復興推進計画は規制・手続きの緩和や税制上の特例によって、復興を促進させるために設けられた特例で、規制緩和の面では、公営住宅の要件、事業免許、建築基準法における用途など、広範囲の分野で進めることが可能となります。税制上や金融面では、課税免除、税制優遇、利子補給などを受けることが可能となります。

市は、県や県内他市町村と共同で、あるいは市単独により、「ふくしま産業復興投資促進特区」、「サンシャイン観光特区」など9件の特例措置を受け、事業を展開しています。

イ 復興整備計画

国土交通省と農林水産省が所管する法律に基づく事業を行うに際して受けられる、土地利用の特例が内容となっています。

たとえば、これまで都市計画の土地利用に関しては、市町村-都道府県-国という段階を経た手続きが必要でしたが、復興整備計画の場合では、市町村と都道府県などが参加する協議会で協議し、国の関係機関の同意を経て公表された場合には、計画に必要な許認可（この場合、都市計画法の開発行為、農地法の農地転用許可など）があったものとみなされることになり、復興のスピード化が図られることとなります。

いわき市は平成24（2012）年6月、いわき市長、国の関係機関の長、県知事などの構成による「いわき市復興整備協議会」を設置しており、この機関における協議を経て事業計画を策定し、海岸部の被災地を中心として、防災集団移転促進事業、被災地市街地復興土地区画整理事業など、さまざまな土地利用に関する事業に着手しています。

ウ 復興交付金事業計画

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業およびこれら事業に関連する効果促進事業が対象となりました。

市は順次着手可能な事業を事業計画として取りまとめ、平成23（2011）年度から現在までに第1～7次にわたり申請し、これまで防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業などが採択されました。採択事業は延べ207事業、交付対象事業費は約912億円、交付金額は約738億円に達しています。

今後も平成27（2015）年度まで数度の申請を予定しており、市の早期復興を図るため、本制度を最大限に活用することとしています。

6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

市は「市復興事業計画」の重点施策として9項目を位置づけ、さまざまな事業に取り組んでいます。

(1) 津波被災地域の復興に向けた土地利用

① 都市再生区画事業（被災市街地復興土地区画整理事業）

津波被害の大きかった既成市街地においては、津波を防ぐため河川や海岸保全施設などの整備にあわせ、後背市街地および農地、山林などを含めた区域を、土地区画整理事業の手法により、商業、住宅地などを適正、かつ一体的に整備します。

対象施行区域は、久之浜、薄磯、豊間、小名浜港背後地、小浜、岩間の計6か所で、平成25（2013）年11月には岩間・小浜地区で、同年12月には久之浜、薄磯・豊間地区、小名浜港背後地で、それぞれ起工式を行っており、早期の完成をめざしています。（表6-1、図6-3、8、10、14、15）

■表6-1 震災復興土地区画整理事業の概要

区分 地区	被災面積		計画	
	浸水面積(ha)	全半壊(戸)	面積(ha)	区画(区画)
久之浜	36.75	270	28.3	283
薄磯	26.98	326	37.2	387
豊間	57.37	689	56.4	511
小名浜港背後地	76.66	568	12.2	17
小浜	9.55	50	4.3	47
岩間	35.12	188	11.6	79

② 防災集団移転促進事業

津波により相当数の建物が流出し、住民が住むには適当でないと認められる区域内の住宅地などについては、近隣の安全な場所に住宅地を整備し、コミュニティの維持を図りながら、防災集団移転促進事業により集団移転行うものです。

対象施行区域は、久之浜町末続、久之浜町金ヶ沢、江名走出、錦町須賀の計4か所です。（表6-2、図6-1、2、11、16）